

[学術論文]

# 高校における熟議を通じた校則の民主的 意思決定の可能性

—特別活動および生徒指導の観点から—

The Possibility of Democratic Decision-Making on School Rules  
through Deliberation in High School:  
From the Viewpoint of “Extracurricular Activities”  
and “Guidance and Counseling”

齊藤 雄次・井 陽介

Yuji SAITO, Yosuke I

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 36

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 36号

2021年7月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN

JULY 2021

[学術論文]

## 高校における熟議を通じた校則の民主的意思決定の可能性

—特別活動および生徒指導の観点から—

### The Possibility of Democratic Decision-Making on School Rules through Deliberation in High School: From the Viewpoint of “Extracurricular Activities” and “Guidance and Counseling”

斉藤 雄次<sup>1</sup>・井 陽介<sup>2</sup>  
Yuji Saito Yosuke I

はじめに

1. 校則をめぐる意思決定の現状
  - 1.1 ブラック校則をめぐる近年の動き
  - 1.2 校則に関する司法の判断
  - 1.3 校則を見直すことの市民教育的意義
2. 特別活動および生徒指導から見た校則をめぐる意思決定
  - 2.1 校則の見直しと特別活動
  - 2.2 校則の見直しと生徒指導
3. 校則の民主的意思決定と熟議民主主義
  - 3.1 熟議民主主義とは
  - 3.2 熟議民主主義における投票の位置づけ
  - 3.3 熟議民主主義の視座が学校における校則の問題にもたらすもの
4. 校則をめぐる熟議の意義と課題
  - 4.1 特別活動および生徒指導の観点から見た意義
  - 4.2 校則をめぐる熟議のそのほかの意義および課題

おわりに

**要旨** 本稿は、日本において子どもが学校のルールとしての校則の決定に関わりにくい現状に着目し、話し合いを通じた合意形成や意思決定を重視する熟議民主主義の観点から、校則をめぐる意思決定のあり方について検討するものである。近年は、子どもにとって合理的であるとは感じられない校則をブラック校則とみなし、改善を求める動きが見られる。また、子どもを学校内の意思決定に参加させることの重要性は、新たな学習指導要領においても指摘されており、今後は特別活動や生徒指導の観点からも、子どもと民主的意思決定の関係をあらためて検討することが求められる。熟議の視点は、そうした関係の再検討にもつながる。

**キーワード**：ブラック校則、主権者教育、民主的意思決定、熟議民主主義、ゼロ・トレランス

<sup>1</sup> 名古屋市立大学大学院人間文化研究科・博士後期課程

<sup>2</sup> 立正大学社会福祉学部・助教

## はじめに

2017年に大阪府の公立高校で茶髪に関する指導を受けた女子生徒が、黒髪への染色の強要に伴って精神的苦痛を被ったとして裁判所に学校を提訴したことをきっかけに、合理的な理由のない校則が「ブラック校則」として注目を浴びるようになった(荻上・岡田2018)。大阪府のケースでは、生まれつき髪の色が茶色い生徒が周囲の生徒の黒髪に合わせることを校則によって求められる、すなわち、多数派の基準が少数派に押し付けられ多様性が尊重されないことが、人権侵害につながるとして問題になったのであるが、この裁判を機に、少数派にとって理不尽であると受け止められる校則以外にも、多くの厳しすぎる校則の存在が明らかとなった。また大阪府ではその後、2019年4月に府内の公立学校で校則の見直しが行われ、高校生の訴えは社会にも対応を求めることにつながった。このように近年は、長らく学校において支配的なものとして存在していた校則が、それによって不利益を受ける当事者によって批判的に検討されるようになりつつある。

ところで、こうした動きは、未来の社会を創る存在としての子ども、すなわち市民としての子どもをどのように学校教育で育成するべきか、という問題とも大きく関わる。校則の存在や内容について理不尽であると感じても、我慢して校則受け入れる経験をした子ども、また声を上げてそれが学校に受け入れられない経験をした子どもは、果たして将来、社会を積極的に変えていこうとする市民になれるのであろうか。特に高校生は、2015年に選挙権年齢の引き下げが決まって以降、将来、投票によって社会を変えようとする市民となることが期待される発達段階にいる。校則など、身近な学校生活の中で納得できないことがあった時に、その内容の決定をめぐって民主的に参加をする機会を保障することは、主権者意識の醸成という点でも重要となろう。

さらに、学習指導要領の改訂により、2022年には高校でも「主体的・対話的で深い学び」が求められるようになり、それは、国語など教科の授業だけでなく、特別活動や総合的な探求の時間など、学校の教育活動全体を通じて行われるべきとされている(中央教育審議会2016)。校則という学校生活上の身近なテーマをめぐって、特別活動の時間に生徒同士、また生徒と教員が話し合う活動は、新学習指導要領の趣旨に沿うものともなる。また、校則に則って教員から生徒に行われる生徒指導も、対話が適切に行われるならば、生徒には上述した学びの機会が提供されるであろう。

なお、立場の異なる人々同士が話し合い、合意形成を目指そうとする動きは一般に熟議と呼ばれている。この概念は、もともと政治学の領域における熟議民主主義論の中で使用されてきた。だが2010年代前半には、学校教育のあり方をめぐる様々な人々の話し合いを熟議として推進しようとする動きが起こるなど、近年は教育の領域においても使用されつつある(鈴木2013)。こうした「熟議」概念に注目することによっても、市民の育成という観点から、校則の指導に関する民主的な生徒指導や特別活動のあり方をあらためて検討していくことができるとと思われる。

しかしながら、熟議や熟議民主主義の観点で校則を含む特別活動や生徒指導のあり方について検討する先行研究は、現時点で存在していない。そこで本稿では、学校があらかじめ厳格な基準を定め、それを生徒に順守させようとするゼロ・トレランスも含め、生徒の意思決定への参加を今以

上に認め、市民として成長させていくことをめざす特別活動や生徒指導のあり方を検討する。

## 1. 校則をめぐる意思決定の現状

日本の学校教育においては、子どもは自分たちの学校生活を規定するものとしての校則を批判的に検討する機会が十分に与えられてこず、裁判に訴えたとしても子ども側の主張が認められるとは限らなかった。だが近年は、学校外の団体からの働きかけや社会的背景の変化などもあって、校則を見直そうという動きが起こっている。本章では、校則の見直しの動きの詳細や過去の裁判の事例などももとに、校則の意思決定をめぐる問題の所在について確認する。

### 1.1 ブラック校則をめぐる近年の動き

ブラック校則とは、「一般社会から見れば明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自ルールなどの総称」のことを指し、具体的には、「地毛を黒髪に強制的に染髪させるというような傷害行為の疑いのあるもの」、「地毛証明を提出させるなど個人の尊厳を損なうもの」、「水飲み禁止など生命の危機・健康を損ねること」、「下着の色の指定とそのチェックなどハラスメント行為」などが挙げられている<sup>1)</sup>。

そしてこうした校則を受け入れる側の子どもにより「理不尽な校則に従うことによる不利益の是正」をめぐる起こされたのが、2017年9月に大阪府で行われた訴訟であった。この訴訟の様子は、ツイッターなどのSNS、さらに海外のメディアにも大きく取り上げられ、校則の問題に対する社会的関心を集めることとなった。また、続く12月には荻上チキをはじめとする有志によって、ブラック校則の実態についての調査が行われるとともに、その結果が国会議員によっても取り上げられ、2018年9月には文部科学省によって、通学時の荷物の重量などに配慮するように求める通知も出されるにいたった。このように、2017年から2018年にかけて校則の見直しをめぐる機運は大きく高まることとなった（山本2019）。

ところで、ブラック校則の問題を考えるにあたっては、校則の内容の決定に子どもが関わるのが少ない現状も考慮する必要がある。例えば宮下は大学生を対象に調査を行い、「多くの学生が学校の校則や授業などを『変えて欲しい』という改善要望をもっていたが、『要望を学校から聞かれたことはない』し、『変わるものだと思ったことはない』という学生が大半である」（宮下2019：40）と述べている<sup>2)</sup>。また、2020年8月に熊本市教育委員会が市内の小学校4年生から高校3年生、およびその保護者に対して行ったアンケート調査においては、「学校全体の校則を、児童生徒が作ったり、考えたりする場があるか」との設問に対し、「ない」と回答した子どもは、小・中学生でそれぞれ全体の7割程度、高校生で全体の約86%にのぼったことも示されている<sup>3)</sup>。すなわち、校則を所与のものとして捉える子どももいる一方で、理不尽に感じる校則があったとしても、そもそもそれを改善することのできない環境もまた、現実存在している可能性がある<sup>4)</sup>。

また、大阪府の女子生徒が訴訟を起こしたのは、訴訟を起こすことによってしか、現状の頭髪指導が人権を侵害している可能性を主張することができなかつたとも見ることができる。もし仮に、大阪府の事例において、校則の問題が生徒同士で話し合われ、校則の妥当性について批判的に検討されることがあれば、さらには、その結果が学校側に伝えられ、学校が校則の改善に向けて動くことがあれば、訴訟にまでは至らなかつたとも考えられる。このように、子どもが納得して受け入れることのできない校則に対して民主的に声を上げる機会の欠如もまた、ブラック校則の問題に関わっていると推察することができ、そうした機会の提供も含め、高校における校則をめぐる様々な指導のあり方があらためて見直される必要がある。

## 1.2 校則に関する司法の判断

なお、校則の妥当性をめぐって生徒が学校やその設置自治体を提訴する動きは、今日に始まったことではない。例えば校則に関する裁判は、これまでに大阪府の事例を除いて10件、中学校や高校を対象として行われており、その争点も頭髪、服装、バイク、喫煙と様々である(大津 2020)。特に本稿において取り上げた大阪府の事例とも関わりのある頭髪については、有名な訴訟として熊本県における熊本丸刈り訴訟や東京都における修徳高校パーマ訴訟と呼ばれるものが存在する。そこで、これらの訴訟の内容や経過についても確認し、司法が校則をめぐる問題に対してどのような判断を行うのか、そこから得られる示唆は何かについて検討する。

まず熊本丸刈り訴訟とは、1983年に熊本県の玉東町立玉東中学校に在籍していた生徒とその保護者が、中学校側に対して校則の無効を、町側に対して損害賠償を請求した訴訟である。これは、中学校側が男子生徒の頭髪を原則丸刈りにすることを校則として定めていたのに対し、生徒側から異議申し立てがなされた事例である。そして、生徒側の主張の根拠として示されたのは、他の校区にある髪型を自由に選べる中学校との間に不公平が生じること、また男子にのみ丸刈りを課すことが、憲法第14条の定める性別による差別の禁止や、憲法第21条の定める表現の自由に違反することなどであり、厳格な校則が憲法に違反するかどうかが裁判の争点となった。

この熊本丸刈り訴訟は最終的に、地方裁判所によって原告側の請求を棄却するという判断が下され、1985年に結審となった。裁判所は、頭髪の丸刈りを定めた校則が憲法第14条や憲法第21条などの規定に違反せず、合憲であるとし、校則についての校長の裁量権を認めたのである。ただし、裁判所は校則の内容が「著しく不合理であると断定することはできない」としている一方で、「本件校則はその教育上の効果については多分に疑問の余地があるというべき」<sup>5)</sup>であるとも述べており、学校側の対応を完全に肯定的に捉えているわけではなかつた。また、この裁判においては丸刈りを強制することは憲法違反にあたらないとの判断が示されたが、2000年代以降はこうした規定を校則の中に設ける学校は減り続けている。

次に修徳高校パーマ訴訟であるが、これは1996年に最高裁判決が出されたもので、東京都の私立修徳高校において、校則によって定められていた普通自動車運転免許の取得の禁止、パーマの禁

止に違反した女子生徒に対し、自主退学の勧告が下され、それを受け入れて自主退学した女子生徒によって裁判が起こされた<sup>9)</sup>。ここでは、髪型の制限が憲法第13条の定める自己決定権に違反しないかといった点が主な争点となり、地方裁判所の判断では、髪型の内容は自己決定権に含まれるとの見解が示された（前川2018）。ただし、裁判の被告が私立学校であったため、地方裁判所、最高裁判所のいずれの判決においても、違憲か合憲かの判断は下されていない。また、普通自動車免許の取得禁止やパーマ禁止を定めた校則には、勉強時間の確保や非行の防止という目的があり、社会通念上不合理なものではないとの判断も、司法によって下されている。

以上、校則に関する過去の裁判について確認してきたが、いずれの裁判も生徒側ではなく、学校側に立った結論となっている点では共通している。この傾向は、これらの裁判から20年以上経った現在においても顕著であり、2021年2月に判決が出された大阪の黒染め訴訟も、髪の色や脱色の禁止は学校の裁量範囲内であるとの判断が地方裁判所によって下された。しかしながら、大阪のケースでは、黒染の強要があったとはいえないとの学校側の主張が認められた一方で、女子生徒が不登校になった後の対応に問題があったとして、大阪府の側に賠償金の支払いも命じられることとなった。そのため、学校が生徒に校則を遵守するよう求めるそのやり方は、一方的な指導とならないように慎重に検討される必要があるといえよう。

また、校則に関する判例からは別の示唆も得られる。例えば熊本丸刈り訴訟は、司法によって丸刈りに関する校則は合憲とされたのであるが、現在ではこうした校則はほとんど存在しなくなっている。すなわち、司法の判断によって示されるのは普遍的な基準ではなく、司法が校則を見直す主体であるとはみなしにくい。一度、司法の場で結論が出されても、学校や教育委員会を含む設置自治体が動けば、校則は見直される。そして、大阪の黒染め訴訟の事例も、裁判の結果、女子生徒の訴えはほぼ認められなかったが、その過程では校則に関する社会的な議論を呼び起こし、大阪府内の公立学校における校則の見直しにもつながっている。校則を見直す主体としての子どもに注目することの意義は、こうした点からも導き出される。

### 1.3 校則を見直すことの市民教育的意義

さらに、校則をはじめとして、高校生に学校生活において直面する課題に対する異議申し立ての機会を保障することは、市民を育成する主権者教育という観点からも重要となる。例えば2015年から始まった主権者教育は、投票率の低い若者の政治参加を促すために行われた選挙権年齢の引き下げに伴って始められた。そのため、模擬投票を高校生に経験させる、選挙や政治に関する知識を学ばせるなどの学習活動も、主権者教育として展開されることになった。

一方で、実際の選挙において人々が投票するためには、自分が一票を投じることによって社会を変えることができる、という期待感を高めることも重要である。これは一般に政治的有効性感覚と呼ばれるが、実はこうした側面が、高校生を含む日本の若者は諸外国に比べて弱いことが、内閣府によって2018年に行われた「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」調査によって明らかに

なっている(図1)。

そしてこうした状況の一因として挙げられているのが、日本の教育活動における子どもの参加の機会の少なさである。例えば苦野は、「学校は変えられる、自分たちでつくっていける」という感覚を、「多くの子どもたちは持てずに学校生活を送って」おり、「そんな彼ら彼女らが、社会は変えられる、自分たちでつくっていけるなんて思えないのは、当然のこと」(苦野 2019: 24)であると述べている。また苦野はそうした前提に立ち、若者の政治に対する関心のなさ、投票に対する不参加の責任が学校にあることの可能性を指摘する。このほか、学校生活という身近なレベルから学校の政治的意思決定に関わり、参加するという経験を積むことの重要性は様々に指摘されており、あらためて、校則の見直しの問題は、高校生を主権者にするという観点からも求められている(室橋 2020)。

なお、諸外国においては、子どもの意見を教員や学校に届ける機会はある程度保障されている。例えばフランスでは、全ての中学校、高校でクラスの中に「生徒代表」が設けられ、選挙によって生徒代表に選ばれた2名の生徒は、クラス内の問題をめぐっては学級評議会で、担任教員やカウンセラー、保護者代表と話し合うことができる。このとき、生徒代表にはクラスから出た意見を集約する、また評議会が終わった後にはその結果をクラスに報告するという役割が課されている。さらに、生徒代表の中からさらに3~5名の生徒代表が選ばれ、その生徒たちが学校の予算や決算、校則の策定など大きな権限を持つ学校管理評議会にも参加することができるようになっている(大津 2019)。このように、海外では子どもと大人は対等な存在として尊重されており、社会に出て困らないように大人の管理・指導のもと教育されるべき未熟な存在として子どもがみなされる傾向にある日本とは、状況が大きく異なっている<sup>7)</sup>。

ただし、日本の状況は今後、変化していく可能性もある。例えば近年は、子どもの身近なレベル

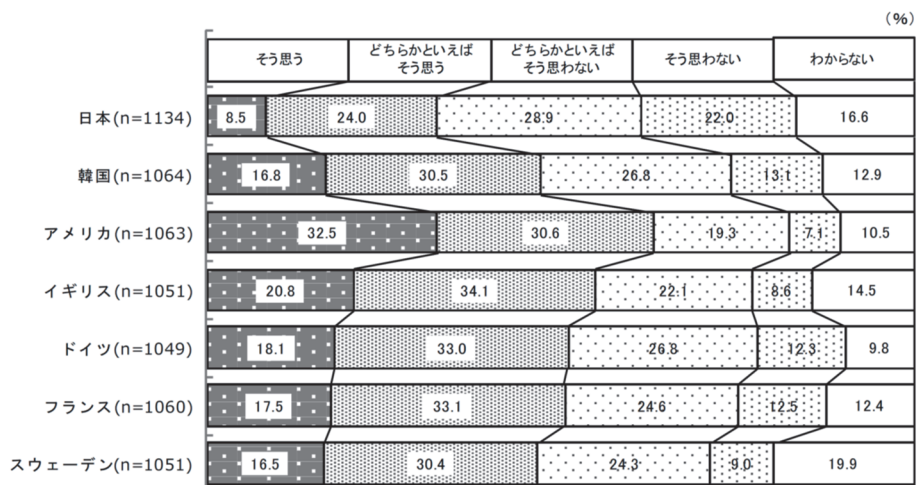


図1 「私の参加により、変えてほしい社会現象が変えられるかもしれない」との設問に対する回答の国際比較(内閣府 2019: 77)

における意思決定への参加の重要性が、行政によっても近年言及がなされるようになっており、2019年3月に当時の林芳正文部科学大臣が、国会答弁において、校則は絶えず積極的に見直す必要があり、その決定に際しても、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することが望ましいと述べている。また中央教育審議会の教育課程部会も、新学習指導要領において育成が求められる能力として、「役割を果たす中で主体的に思考・判断・表現し、自己有用感を育むとともに、役割を決め、その責任を果たそうとする過程自体が、自治的能力や、主権者として積極的に社会参画する力」（中央教育審議会初等中等分科会教育課程部会 2016：331）を挙げている。このように、校則はもはや絶対的なものではなく、これからの学校教育では、校則を守り、つくることを通じた責任感の育成という側面にも目を向ける必要がある。

## 2. 特別活動および生徒指導から見た校則をめぐる意思決定

前章までの議論においては、ブラック校則の問題を皮切りに、子どもにとって理不尽な校則を見直す動きがあること、校則の見直しに子どもを巻き込むことには様々な意義があることを確認してきた。ところで、学校教育のどのような場で、そうしたことは可能になるのであろうか。本章では、教科外の学びを行う場である特別活動、また校則などにもとづいて生徒に対する生活指導を行う生徒指導の観点から、この問題についてあらためて検討する。

### 2.1 校則の見直しと特別活動

子どもの意見を汲み上げ、学校の政治的意思決定に反映する機能については、かつては児童会や生徒会によって担われていた。しかし、1960年代以降、文部省と日教組との間での意見の対立や、学生闘争が起こったことを受けて、子どもの政治活動が制限されるようになり、1978年版学習指導要領になってからは、特別活動全体から自治的能力という目標が完全に削除された。そしてその結果、生徒会の活動内容も学校生活の充実と連絡調整、行事への協力に留められることとなった（杉浦 2011）。こうして、近年にいたるまで、子どもが民主的な決定に参加することのできる機会が閉ざされてきた。

だが、校則の見直しの機運が高まったことや、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して学習指導要領が改訂されたことによって、生徒会活動を通じた、生徒による民主的な意思決定への参加はかつてよりも行いやすくなるであろう。例えば、高校生がホームルームの時間を活用して校則の妥当性について議論し、その結果を受けて生徒総会でも校則の見直しについて議論するという活動が展開されるならば、それは校則が絶えず積極的に見直されるべきものであることを全ての生徒が理解することにつながる。また、「みんなに関わることをみんなで決める」ことについても実際に経験でき、それは政治的有効性感覚の高まりにも貢献するであろう。そしてこうした効果は、特別活動における「主体的・対話的で深い学び」としても機能するかもしれない。



なお、特別活動における意思決定への参加の機会の保障については、鈴木によっても指摘がなされている。例えば鈴木は、特別活動における主権者教育を、「まず政治『課題』として、学校内における諸要求を生徒間、あるいは生徒・教員間において話し合い、解決していく」(鈴木 2018: 70)ことから始めるべきであるとしている。また鈴木は、「全員参加の全員討議、『生徒総会』によって様々な諸課題を解決し、決めていくこともまた、学校生活の有り様を決めるという点で、『自分たちのことは自分たちで決める』という自治の原則に従うならば、一定程度、許容されるべきではないか」(鈴木 2018: 64-65)とも述べている。これらの指摘は、高校の学習指導要領が出ていなかった時点のものであるため、その対象となる校種は高校ではなく、小中学校となっている。だが、こうした方法は高校においても実践は可能であり、またブラック校則をめぐる状況も踏まえるならば、あらためて実践が検討される必要があるのではないだろうか。

## 2.2 校則の見直しと生徒指導

また、校則の見直しは生徒指導の領域にも関係するものでもある。例えば高校においては、頭髪や服装など容儀に対する指導を教員が生徒に対して行う際に、校則をもとに指導を行うケースがある。あるいは、教員による生徒に対する指導の際には、「大きな問題行動に発展させないために、小さな問題行動から、曖昧にすることなく注意するなど、段階的に指導する方式」(国立教育政策研究所生徒指導研究センター2006: 14)としての段階的指導が取られるケースがある。具体的には、あらかじめ決められた厳格な規律に違反した生徒には、段階に応じてペナルティーが科されることになる。こうした指導は、ゼロ・トレランス(寛容度ゼロの意、以下ゼロトレ)とも呼ばれ、日本の学校教育においても高校などで取り入れられている(井・鈴木 2015、井 2020)。

ただしゼロトレに関しては、生徒の個別の事情を考慮せずに、一律にペナルティーが科されることが多いため、生徒がそのペナルティーや教員による指導を常に納得して受け入れたり、それによって自身の行為を反省したりするようになるとは限らないという課題も存在する。実際に、かつて厳格な規律が適用されたアメリカの学校では、規律の無視、指導の無視を生徒が繰り返した結果、退学者が増加したことが報告されている(鈴木 2014)。このように、ゼロトレの適用は、ルールに従うことのできない者を学校から排除することにもつながりうる。ゼロトレを行う際の根拠ともなりうる校則がそもそも妥当であるのかという視点に立ち、教員による指導そのものの妥当性、また生徒が教員の指導に従うことの妥当性もまた、批判的に検討される必要がある。その意味において、ブラック校則の問題は、生徒指導をめぐる問題としての側面も有している<sup>8)</sup>。

なお、こうした問題を考えるにあたっては、海外の事例も参考になる。例えばオーストラリアの中等教育学校においては、生徒や保護者がどの段階で誰と面談するのが、8~10段階にわたって校則の中に示されている(松本 2014)。このように事前に校則の中に面談相手が示されることで、学校や教員の指導の内容が生徒や保護者に可視化され、指導が行われることそれ自体に対する反発は起こりにくくなるであろう。またオーストラリアでは、校則は教員による原案作成ののち保護

者、生徒双方の承認を経て作成されており、校則の策定過程から生徒は除外されていない。これは、校則の決定に生徒が関わる機会が与えられることで、校則やそれにもとづく教員による指導を納得して受け入れること、また納得できなければ生徒や保護者、教員との間で協議が行われることなどにつながるであろう。一方、日本においては後者の側面が弱いことは、前章の冒頭で確認した通りである。あらためて、生徒の納得を前提とした校則の指導のあり方について、検討していく必要がある。

### 3. 校則の民主的意思決定と熟議民主主義

ここまで、学校の校則について、見直しも含めて子どもが話し合う活動を今後の学校教育に取り入れることの意義や可能性を確認してきた。ところで、人々が話し合いを通じてより多くの人が納得する結論を出すことの意義は、政治学の一領域である熟議民主主義においても語られてきた。そのため、校則をめぐる子どもの話し合いのあり方を検討するにあたっては、投票以外の多様な参加のあり方に注目する政治学における熟議民主主義の議論も参考になるとと思われる。そこで本章では、「みんなに関わることをみんなで決める」という集合的意思決定をより民主的にすることを目指す熟議民主主義の議論に焦点を当て、そこから学校教育に向け得られる示唆について考察する。

#### 3.1 熟議民主主義とは

熟議民主主義とは、人々が自らの意見の代表者を選挙によって選び、その代表者が政治を進めるという、いわゆる代議制民主主義とは異なる民主主義のあり方として、主に政治学において議論されてきた概念である。代議制民主主義のもとでは、人々の投票が個人的な利益を考へての行為であるのか、社会全体の利益を考へての行為であるのかを区別することができず、どれだけ多くの人の支持を集めたかが政治的意思決定の際の基準となる。その結果、特定の人々の利益のみが現実の政治に表出され、少数意見は切り捨てられやすくなる。こうした従来型の民主主義を集計民主主義であるとして批判し、「人々の中の理性的な熟慮と討議、すなわち熟議を通じて合意を形成することによって、集合的な問題解決を行おうとする」（田村 2008：2）考え方が、熟議民主主義である。

この熟議民主主義のもとでは、合意の形成を目指すために、人々が互いに理由を示し合って議論することが重要となる。理由の妥当性を吟味することによって、多くの人によって受け入れられる、正当性のある結論が導き出されると考えられているためである。また、人々が他者の主張を聞き、その内容が妥当であれば自らの意見を変えることも、熟議民主主義においては重要である。自らの意見に固執する人々が集まったならば、適当な落としどころとしての合意点を探ることはできないためである。こうした正当性の追求や反省性の獲得によって、みんなに関わる問題をより多くの人が納得する形で解決していこうとする点も、熟議民主主義の大きな特徴である（田村 2018）。

なお、正当性の追求に関しては、理性的な主張や理由のみを熟議の条件とすることによって、熟

議に参加できる人々が限定されてしまうとの指摘も存在する。例えば熟議民主主義に対しては、男性や白人は、論理的、合理的、客観的に主張することに慣れている人々が多い一方で、女性や黒人の中にはそうしたコミュニケーション様式になじみにくい人々が多い傾向にあり、理性の重視は特定の属性の人々を熟議の場から排除することにつながるとの批判がなされたことがある(Young 2000)。

また、熟議を通じた反省性の獲得については、熟議民主主義のあり方を見直すものとして注目されるようになってきている。例えば田村は、普通の人々(大人)と同じように話すことができるとは限らない人々、例えば子どもや介護の必要な高齢者、コミュニケーション面で障がいのある人々でも、他者の意見に耳を傾けることができ、その点において熟議の主体とみなすことができると述べている(田村 2018)。このように、熟議民主主義においては話すことだけでなく、聴くことも重視されており、既存の代議制民主主義に比べて熟議民主主義はより多くの人々を政治参加の主体として捉えるものともなっている。

### 3.2 熟議民主主義における投票の位置づけ

ただし、熟議民主主義において、投票が完全に否定されるわけではないという点には注意が必要である。例えば、無作為抽出によって集められた人々が地域の課題などのテーマについて話し合い、そこで合意された内容を行政に報告する市民討議会という取り組みは、熟議民主主義の理念を現実の社会で実現するものとしても位置付けられている(篠原編 2012)。そしてそこでは、合意を目指す過程で、様々なグループからなされた提案のどれが望ましいかを、話し合いののちに投票によって決めることも行われることがある(小針 2009)。

また、熟議民主主義を社会において実現するための一つの方策としてジェイムズ・フィッシュキンやブルース・アッカーマンが挙げる「熟議の日」構想においても、市民は大統領選挙の前に様々な会場に集まって争点となる政策について熟議した上で、選挙で投票することが想定されている(アッカーマン・フィッシュキン 2014)。あるいは徳田も、原子力発電所の再稼働に関する意思決定が、原発立地地域の住民の意見、さらには県民の意見を十分に考慮しないままに行政で進められているとの問題意識のもと、県民による議論とその後の県民投票という、熟議投票の必要性を主張している(徳田 2020)。

このように、投票に先立って熟議を行うことによって形成されるのは、熟慮を経た「洗練された」意見であり、熟慮を経していない「生の」意見とは区別されている(フィッシュキン 2011)。生の意見は人々が最初から個々に持っている意見や選好を指し、その中には私益に基づくものも含まれることになる。しかしながら、熟議によって形成される「洗練された意見」は、人々が他者と話し合う過程で自分の利益だけでなく、他者の利益も考慮に入れた上で形成されている。すなわち、熟議をすることによって、人々は話し合うテーマが自分だけでなく、その他の人々にも関わる問題であることを自覚し、公益を踏まえた意見を形成すると考えられる。またそのため、人々の間での熟議が

存在しない代議制民主主義に比べて、熟議民主主義はより公益を踏まえた多様な意見を、政治の場に届けることができるということになる。

そもそも代議制民主主義が、人々の民意を適切に反映するものであるかどうかについてはそれ自体、批判的に検討される必要がある。例えば坂井豊貴は、3つ以上の選択肢から1つを選ぶようなケースでは票の割れが生じ、多くの有権者が1位には選ばなかった選択肢が最終的に選ばれてしまう可能性があるとして述べている。また、選挙によって民意は明らかとならず、どの意見集約ルールを用いるかによって選挙の結果も変わってくると述べている（坂井2016）。このように、投票や選挙が行われていれば民主主義が実現していると考えるのは早計であり、熟議投票も含めて多様な民主主義が存在すべきであることが、熟議民主主義によって示されることとなる。

### 3.3 熟議民主主義の視座が学校における校則の問題にもたらすもの

ここまで熟議民主主義の理論や実践から導き出される熟議の意義について確認してきたが、これらは学校教育における校則の民主的意思決定のあり方に関しても多くの示唆をもたらす。

例えば、かつて制定されたが、定期的に見直しがなされなかった、もしくは見直しが不十分であったために残り続け、多くの生徒が受け入れがたいと感じているブラック校則を批判的に検討することに対して、あらためて正統性を付与することができるようになる。第1章でも確認したように、これまで日本の学校教育においては、校則の見直しに子どもが主体的に関わる機会はまだ保障されておらず、子どもは自分たちの生活を規定するものであるにもかかわらず、校則の決定を自分たちに関わる問題であるとみなして集会的な意思決定を行うことができなかった。その結果、校則に子どもの意見が必ずしも反映されず、校則のうち一部がブラック校則として残り続けた。

だが、鈴木が指摘した、学校内の諸問題を生徒同士、生徒と教員が話し合い、解決していくことの中に、ブラック校則の問題を加えることができれば、校則に教員（大人）の意見だけでなく、子どもの意見も反映させることが可能になる。またその際の子どもの意見は、アンケートなどによる「生の意見」とは異なる、より公的な「洗練された意見」でもあるため、その主張は説得力を伴ったものともなるであろう。こうして、これまで当事者であるにも関わらず校則のあり方をめぐり意思決定に子どもが十分に参加することのできなかつた状況が改善される可能性がある。

あるいは、校則をめぐって様々な主体が熟議する機会が増えれば、ブラック校則に対して子どもが異議申し立てを行いやすい状況が生まれるとともに、子どもの校則に対する納得感が高まることも考えられる。そもそもブラック校則の問題は、子どもが他者によって決められたルールに従うことを強要されるがゆえに生じる、納得感の欠如をめぐり問題でもある。例えば「子どもの下着の色を白に統一する」というルールは、社会の常識とかけ離れている学校独自のルールとなりつつあるが、白色の下着を販売する店を見つけることができず、下着を入手することができなかった子どもにとっては、理不尽なルールと映るであろう。これは校則というルールが学校によって一方的につくられたものであり、守られなければ基本的に、教員による指導の対象となるためである。

だが、このとき子どもに、教員や学校に対して異議申し立てを行う機会、それを受けて教員や学校が何らかの対応を行う機会が保障されれば、ルールそのものが変わる可能性、あるいはたとえルールが変わらなかったとしても、子どもがその結論を納得して受け入れるようになる可能性がある。なお、熟議民主主義に関して田村は、『話を聞いてもらえない』『理屈を言うなど叱られた』経験は、私たちの誰もがどこかで持っているのではないかとし、「その際に納得がいかないと感じたのであれば、私たちは、きちんと理屈を聞いてもらえることを、つまり熟議が行われることを求めている」（田村 2013 : 97-98）としている。これは、子どもについても同じことがいえるのではないだろうか。すなわち、これまでの学校教育では、校則をめぐって教員に熟議を行うことを求めてきた子どもがいても、その要求に十分に答えることのできた教員や学校は少なく、それが、子どもが納得して受け入れることのできない校則が存在するというブラック校則の問題に拍車をかけていた、ともみることができるのである。

このように、校則のあり方をめぐる熟議を検討することは、投票に積極的に参加する主権者の育成に留まらず、幅広く学校における民主主義のあり方を見直すことにもつながる。

#### 4. 校則をめぐる熟議の意義と課題

前章の議論を通じて、熟議には投票による意思決定の結果導き出される結論の妥当性を高める効果があること、熟議を通じた納得感の形成は、政治だけでなく学校教育の分野においても注目に値するものであることが明らかとなった。本章では、ここまでの議論を踏まえて、今後高校における教育を進めていく上で検討に値する取り組みとしての「校則をめぐる熟議」に焦点を当て、その意義や可能性、課題について検討する。

##### 4.1 特別活動および生徒指導の観点から見た意義

ここまで述べてきたように、熟議民主主義の視座は、学校教育における子どもの民主的参加のあり方を問い直す可能性を有している。

まず特別活動に関しては、鈴木は、第2章でも確認したように、子どもの民主的参加を促すための生徒総会の意義をあらためて強調している。これは、「学習指導要領や同解説においては、代議制民主主義が無批判に前提とされていて、多様にある民主主義的な意思決定の方法が想定されていない」（鈴木 2018 : 64）と鈴木が捉えているためであるが、生徒総会の合議機関としての側面を高め、生徒同士が熟議し、校則を含めた学校の諸問題を解決する機会を提供していくこともまた、代議制民主主義を前提としない、多様な民主主義的な意思決定の一つの方法となる。

実際に、中学校の中には生徒総会など人が集まる場を活用して、生徒が校則の見直しに取り組むところも出てきている。例えば福井県の藤島中学校では、2019年度後半から2020年度前半にかけて生徒会が「前髪の長さ」、「靴下の長さや色柄」など6つの見直すべき校則を選び、生徒がその賛

否も含めて生徒集会やクラスで議論し、最終的に賛否を投票するという試みが行われている。そして、生徒同士の話し合いの過程においては、初めは6つ全ての校則を変えてもよいと考えた生徒が、他の生徒の意見を聞くうちに考えを変えた、すなわち熟議を通じて選好の変容を経験していたことも報告されている<sup>9)</sup>。このように、熟議投票は学校においても実際に行われており、高校においてもこうした取り組みを充実させていくことが求められるであろう。

次に生徒指導に関しては、熟議という視点に着目することで、ゼロトレのように一律に基準を当てはめて生徒を指導するという営みが抱えていた様々な課題が解消に向かう可能性がある。生徒指導の方法としてのゼロトレは、第2章においても確認したとおり、生徒が教員による指導を納得して受け入れ、自身の行為を反省するにいたるような様々な手立ての工夫が求められるものでもある。実際に鈴木は、日本のゼロ・トレランスの導入に成功した学校では、規律違反の処罰に重きを置いたのではなく、違反の予防に重点が置かれているのではないかと推察している。つまり、児童生徒が違反しないように教員が日頃から児童生徒と頻繁にコミュニケーションを取るようになったことで、規律違反が減少したのではないかと指摘している（鈴木 2014）。このような、教員から児童生徒への声かけをはじめとしたコミュニケーションは、教員と児童生徒間の一種の熟議としてもみなすことができる。そしてこうした取り組みは、児童生徒に規範を自主的に守ろうとする意欲や規範に対する納得感を生み出すことにもつながると考えられる。

## 4.2 校則をめぐる熟議のそのほかの意義および課題

このように、特別活動や生徒指導の方法を様々な工夫することによって、そうした手法を取らなかったときには教員や学校によって見過ごされがちであったブラック校則が、生徒間で、あるいは生徒と教員間で議論すべき対象として可視化される機会がより増えることになる。またその過程では、教員による厳格な指導に先立って、教員が生徒に納得のいくよう理由を提示する、もしくは生徒が自身の行為の理由を教員に伝え、教員がそれに耳を傾けるといった、熟議プロセスが導入されることになり、学校という空間それ自体がより熟議的なものに変化していくかもしれない。このように考えるならば、校則をめぐる意思決定に熟議を取り入れることは、主権者の育成という意味でも、さらにこれから求められる学校教育への対応という意味でも、検討が求められよう。

なお、ゼロトレに関しては、近年その数が増えている、発達障がいのある生徒に対する効果も疑問視されている（井・鈴木 2015、井 2020）。ADHD（注意欠如多動症）やLD（学習障がい）といった障がいのある生徒は、個別の事情を深く配慮されずに一律に指導をされることでその内容を必ずしも理解することができず、その結果、規律に違反する行為を繰り返すことになる。そして、障がいのない生徒以上に、教員による指導を受けることになる。すなわち、ゼロトレを一律に適用することは、障がいのある生徒に不利益を与え、障がいのある生徒と障がいのない生徒との間に差を生じさせることにもつながるおそれがある。熟議の条件を理性に限定することによって、障がい者が排除される可能性があるとの田村の指摘も踏まえるならば、生徒指導においても、発達障がい

のある生徒でも利用が可能なコミュニケーション様式を教員が探る、教員が生徒の発達障がいの特徴を考慮して、柔軟に対応するなどの手立てが、様々に検討される必要がある。実際に、障がいのある児童生徒に対して配慮が必要であることは、合理的配慮としても知られているため、こうした観点はより重要となる<sup>10)</sup>。

また、ゼロトレの先行研究においては、基準が明確化したことにより指導がしやすくなったケースがある一方で、指導する教員と指導しない教員に分かれてしまうというケースがあることも課題として指摘されている(井2020)。ここで、教員同士が熟議し、指導の妥当性やあり方をあらためて検討することができれば、後者のような状況は改善するかもしれない。それは、熟議によって、ゼロトレの問題が特定の教員だけでなく、学校内の全ての教員に関わる問題であると認識される可能性が残されているためである。すなわち、ゼロトレが徹底されていない場合には、その状況自体を教員が議論すべき問題であるとみなし、教員同士が理由の交換も含めて熟議することもまた、状況改善に向けた手立ての一つとなりえる。あらためて熟議民主主義の視座は、生徒同士、生徒と教員との間の熟議だけでなく、教員同士の熟議の可能性をも示唆している。

以上、校則をめぐる熟議の持つ意義や可能性についての考察をここまで行ってきた。ただし、校則をめぐる熟議を学校教育に取り入れることには、検討すべき課題もまた存在する。例えば、熟議を行う単位を一つの学校内の生徒および教員とした場合、ある学校ではブラック校則と認められて改善された校則が、ある学校では問題視されずに残り続けるという状況が、依然として残ってしまう可能性がある。そのため、学校を超えた熟議の契機を設け、広く子どもや保護者の意見に教育委員会や学校が耳を傾ける機会を増やしていく必要がある。

また、校則をめぐる熟議の際には、教員には生徒に対して指導をするという役割以外に、生徒の議論を中立的な立場から支援するという役割も求められることとなる。しかしながら、そのようなスキルを教員自身が有しているとは限らない。そのため、ファシリテーションスキルをはじめとする教員の技能を高めるための手立てについても、講じる必要が出てくるであろう。

## おわりに

本稿では、ブラック校則の問題に焦点を当て、特別指導や生徒指導の観点、熟議民主主義の観点から、校則をめぐる意思決定のあり方について考察した。その結果、校則に関する意思決定に子どもが関わることで学校に熟議の契機がもたらされ、これまで意思決定の場から排除されがちであった子どもの参加に正統性が与えられること、また教員による一方的な押し付けに留まらない多様な生徒指導の機会が、子どもや教員に保障されうることを明らかにすることができた<sup>11)</sup>。

なお、校則のあり方を生徒に批判的に検討させ、議論させる試みは、法についての理解を深めさせる法教育においてもこれまでに展開されてきている(鈴木2010)。また法教育を行う場としては、特別活動以外にも公民科が想定されている。そのため、本稿で提示した様々な取り組みは、高校公民科における法教育としても実践が可能である。

一方、今後の課題は、生徒同士の熟議をはじめとする様々な熟議が、生徒の主権者としての意識を高めることにつながるのか、また熟議を取り入れたゼロトレを含めた教員による生徒指導にどのような効果をもたらすのかを、実際に検証していくことである。ブラック校則の問題は、新型コロナウイルスが流行した2020年現在においても、マスクの色を白色に統一すべきであるという学校側の指導が議論を呼ぶなどして、社会の関心を集めている。こうした状況も踏まえ、児童生徒の納得にもとづく校則についての指導のあり方について、引き続き検討していく必要がある。

#### 【付記】

本研究は、JSPS 科研費 JP18K13174 の助成を受けたものである。

#### 注

- 1) 「ブラック校則をなくそう！」プロジェクトホームページ (<http://black-kousoku.org/>。2021年4月19日最終閲覧)。
- 2) なお、大学生を対象に行った調査は大津尚志によってもなされており、そこでは、例えば高校時代に「校則の作成・修正がなかった」とした回答者の割合は全体の約半数を占めたこと、「校則の作成・修正があった」とした回答者のうち約4割が、教員によって意見を聞かれない傾向にあったことが示されている（大津2020）。
- 3) 熊本市ホームページ [https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c\\_id=5&id=31344&sub\\_id=1&flid=224031](https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=31344&sub_id=1&flid=224031)。2021年4月19日最終閲覧)。
- 4) 例えば大津の調査では、「校則の作成・修正があった」、その際に「意見が聞かれた」と回答した学生に対して、校則の作成・修正の頻度も問われているが、「必ず生かされた」と回答した学生はそのうち18.6%、「時々生かされた」と回答した学生はそのうち50.0%となっている。このように、校則に関する見直しがあっても、学生の声が必ず反映されるとは限らない現状がある（大津2020）。
- 5) 裁判所ホームページ ([https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/909/035909\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/909/035909_hanrei.pdf)。2021年4月19日最終閲覧)。
- 6) 裁判所ホームページ ([https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/112/076112\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/112/076112_hanrei.pdf)。2021年4月19日最終閲覧)。
- 7) このほかドイツでも、生徒会が毎週会合を開き、多くの生徒を巻き込んで学校を民主主義について学ぶ場にするなどの動きが見られる（柳澤2018）。
- 8) 生徒にとって理不尽であると考えられるのは、校則そのものだけでなく、校則を守らない、守れないことによって教員から指導を受けることでもあり、校則の遵守の問題と教員による指導の問題は、合わせて考えられる必要がある。
- 9) 福井新聞2020年12月13日号 第3面（福井新聞ホームページ <https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1223472?page=2>。2021年4月19日最終閲覧)。



- 10) 文部科学省ホームページ ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm)). 2021年4月19日最終閲覧)。
- 11) なお絹村は、ゼロ・トレランスのような指導が、ことばによる応答関係の学校からの喪失をもたらすと捉え、学校が生徒にとっても教員にとっても生きづらい場所とならないために、「聞き取り、聞き取られる関係」の創出が必要であるとしている(絹村2013)。

## 参考文献

- アッカマン・ブルース、ジェイムズ・フィッシュキン(2014)『熟議の日—普通の市民が主権者になるために—』川岸令和、谷澤正嗣、青山豊(訳)、早稲田大学出版部。
- 井陽介、鈴木翔(2015)「生徒指導における「段階的指導」の効果と課題—2高校の管理職教員へのインタビュー調査から—」秋田大学大学院工学資源学研究所『秋田大学大学院工学資源学研究科研究報告』第36号、pp.41-48。
- 井陽介(2020)「ゼロ・トレランス導入校の教師の意識—質問紙調査を通して—」日本高校教育学会『日本高校教育学会年報』第27号、pp.38-47。
- 大津尚志(2019)「フランスの主権者教育」明るい選挙推進協会『Voters』第51号、pp.10-11。
- 大津尚志(2020)「高校の「校則」に関する一考察」武庫川女子大学教育学部教育学科、大学院文学研究科教育学専攻『教育学研究論集』第15号、pp.36-44。
- 荻上チキ、岡田有真(2018)「データから見るブラック校則」荻上チキ、内田良(編)『ブラック校則—理不尽な苦しみの現実—』東洋館出版社、pp.13-31。
- 絹村俊明(2013)「熟議民主主義」から生活指導実践を考える」全国高校生活指導研究協議会『高校生活指導』第195号、pp.109-111。
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター(2006)「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書—規範意識の醸成を目指して— (<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/seito/priode1.pdf>). 2021年4月19日最終閲覧)。
- 小針憲一(2009)「市民討議会の実施方法」篠藤明德、吉田純夫、小針憲一『自治を拓く市民討議会—広がる参画・事例と方法—』イマジン出版、pp.56-91。
- 坂井豊貴(2016)『「決め方」の経済学—「みんなの意見のまとめ方」を科学する—』ダイヤモンド社。
- 篠原一(編)(2012)『討議デモクラシーの挑戦—ミニ・パブリックスが拓く新しい政治—』岩波書店。
- 杉浦正和(2011)「社会参加・協働の意識と能力を育てるカリキュラム・生徒活動の研究—日本の生徒会と政治活動・生徒参加—」学校法人芝浦工業大学『高校・中学教育研究報告書<2010年度版>』、pp.1-12。
- 鈴木匡(2014)「ゼロトレランスの学校教育への活用に関する考察」神奈川大学『神奈川大学心理・教育研究論集』第36号、pp.23-32。

- 鈴木隆弘（2018）「特別活動における主権者教育の考察—特別活動固有の主権者教育に向けて—」  
高千穂大学高千穂学会『高千穂論叢』第 52 巻 4 号、pp.57-74。
- 鈴木寛（2013）『熟議のススメ』講談社。
- 鈴木浩（2010）「ルール of 合理性と個人の自由—「女子はスカート」の校則ってどうなの？—」  
教師と弁護士でつくる法教育研究会（編）『教室から学ぶ法教育—子どもと育む法的思考—』現代人文社、pp.81-96。
- 田村哲樹（2008）『熟議の理由—民主主義の政治理論—』勁草書房。
- 田村哲樹（2013）「多層的な民主主義—政治はどこにあるのか—」全国高校生活指導研究協議会  
『高校生活指導』第 195 号、pp.96-105。
- 田村哲樹（2018）「「主体的」ではない熟議のために—予備的考察—」村田和代（編）『話し合い研究の多様性を考える』ひつじ書房、pp.211-226。
- 中央教育審議会（2016）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo00/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902\\_0.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo00/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf)。2021 年 4 月 16 日最終閲覧）。
- 中央教育審議会初等中等分科会教育課程部会（2016）「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」（[https://www.mext.go.jp/content/1377021\\_1\\_7.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1377021_1_7.pdf)。2021 年 4 月 16 日最終閲覧）。
- 徳田太郎（2020）「東海第二原発と県民投票—潰された条例、残る希望—」岩波書店『世界』第 93 号、pp.19-22。
- 苫野一徳（2019）『ほんとうの道徳』トランスビュー。
- 内閣府（2019）「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）」（<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/h30/pdf/s2-2.pdf>。2021 年 4 月 16 日最終閲覧）。
- フィッシュキン・ジェイムズ（2011）『人々の声が響き合うとき』曾根泰教（監修）、岩木貴子（訳）、早川書房。
- 前川喜平（2018）「ブラック校則問題で裁判所がお茶を濁す事情—人権を侵害し損害を踏みにじる「学校の常識」」（<https://toyokeizai.net/articles/-/228763?page=3>。2021 年 4 月 19 日最終閲覧）。
- 松本浩欣（2014）「多文化化する学校を形作る枠組みとしての「校則」に関する研究—オーストラリアの中等教育学校を事例として—」日本私学教育研究所『日本私学教育研究所紀要』第 50 号、pp.45-48。
- 宮下与兵衛（2019）「日本の若者の主権者意識と主権者教育の課題」日本学校教育学会『学校教育研究』第 34 号、pp.37-51。
- 室橋祐貴（2020）「「学校のことにに関して意見を表明する場がない」校則見直しに生徒が関わる機会を求める児童生徒の声」（<https://news.yahoo.co.jp/byline/murohashiyuki/20201208-00210933/>。2021 年 4 月 19 日最終閲覧）。
- 柳澤良明（2018）「ドイツの民主主義教育から見た日本の主権者教育の課題」香川大学教育学部『香川大学教育学部 研究報告 第 I 部』第 149 号、pp.137-151。

山本宏樹 (2019) 「これからの校則の話をしよう」 (<https://synodos.jp/education/22616/2>。2021年4月19日最終閲覧)。

Young, Iris M. (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.